

令和6年6月11日

株式会社レオパレス21

代表取締役社長 宮尾 文也 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

今村 敬

共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への
不適合への今後の対応について(追加指示)

貴社からの報告等を踏まえ、下記の通り指示する。

記

1. 2024年末までに明らかな不備を解消するとの目標達成に向けて策定した具体の方策及び詳細な計画に基づき、全社を挙げて改修工事等を進めること。
2. 改修工事等のための入室、仮移転等について、建物所有者及び入居者の協力が得られるよう、現地訪問等を行い、丁寧な説明・交渉を行うこと。また、貴社以外の管理会社が管理している物件については、当該管理会社とも協力しながら建物所有者及び入居者との交渉を促進すること。
3. 建物所有者及び入居者との交渉が難航する場合は、必要に応じて、入居者の関係者への説明や公平・中立な第三者の関与による交渉等様々な手段を用いて、改修工事等について理解を得ること。
4. 現時点の課題も踏まえた改修工事等の進捗状況について各特定行政庁に報告し、特定行政庁の指導も受けつつ、取組を強化すること。
5. 改修工事等の進捗状況について、国土交通省に定期的に報告するとともに、公表すること。
6. 改修工事の実施に際して、建物所有者及び入居者の不安の解消を図るとともに、不備の解消に向けた対応等に疑念や誤解を生じることのないよう、引き続き丁寧な説明・対応を行うこと。